

農 総 第 761 号
令和7年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 鹿児島市 (46201) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 東佐多浦・西佐多浦北部 (桑之丸、鵜木、西麓、表郷、東麓上、城内北、東麓下、城内南、東下) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月22日 (第3回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 当地域は思川沿いに、県道57号線と並行して続く水田地帯である。川の両側は基盤整備が完了しているが、県道沿いを中心に混住化が進んでいる場所もある。
- 作物は水稻を中心とし、一部WCS用稻や中期展張ハウス等での施設果菜類の生産を行っている。
- 地元に居住していない地権者の水田等が耕作放棄地となっており、これら農地の有効活用が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻やWCS用稻、施設果菜類の栽培を引き続き進める。
- 離農や規模縮小に伴って耕作が放棄される水田について、情報等の把握に努め、地域の担い手で組織される農作業受託組合の積極的な活用および集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 32.44 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 32.44 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)以外の農地を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

規模拡大を希望する農業者の農地周辺に集約を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し出し意向があった場合、農地バンクによる集約を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

概ね基盤整備は済んでいるが、大区画化やパイプラインの導入、未整備農地の整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外にかかわらず農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

普通期水稻で吉田地区稲作研究会による航空防除の利用拡大を推進する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|---------|--------------------------|-------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等の活用により電気柵の導入を進めつつ、適正な使用を行うことで、鳥獣被害を防止する。
- ②緑肥作物の導入等による減農薬の取組を行う。
- ③スマート農業の技術について情報を収集し、導入が現実的なものを検討する。
- ⑦市道、農道等の鳥獣や災害による被害へ迅速に対応するため、関係機関と連携を図る。